

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

当社は、中小企業として地域社会や取引先との共存共栄を重視し、企業規模や系列を問わず、信頼に基づく連携を推進します。また、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先との情報共有や業務改善に関する助言等を通じて、持続可能な取引関係の構築に努めます。

(個別項目)

b. IT 実装支援

当社は、取引先のIT活用を支援し、業務効率や情報連携の向上を図るため、以下のよう取り組みを行います。

- ・計量証明書の電子化を進めており、顧客にとっての利便性向上と業務の効率化を図っています。また、電子納品の導入を促進することで、帳票管理の省力化および取引の透明性を高め、企業間のデジタル連携を推進します。

- ・納品に関しては、電子的手段を活用したセキュアな方法を整備しており、取引先にとって利便性と安全性の両立を図っています。また、納品に関する具体的運用は機密性に配慮しつつ、継続的な改善を行っています。

- ・自社で活用している業務効率化ツール等の導入事例を共有し、取引先のデジタル化を後押しします。

2. 「振興基準」の遵守

当社は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある場合には、その適正化を図ります。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払い、手形を使用する場合でも割引料を負担させず、支払サイトは 60 日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

短納期発注や急な仕様変更は避け、取引先に一方的な負担を強いて、災害時などにおいても誠実に対応し、継続的な取引関係を重視します。

3. その他（任意記載）

当社は、約束手形の利用廃止に向け、現金払いや電子記録債権の導入を進めています。今後も、大企業間取引を含む取引全体において支払いの迅速化・効率化を図り、取引先の資金繰りや経営の安定に貢献してまいります。

今後も、当社はサプライチェーン全体の健全な発展と、取引先との共存共栄を実現するため、誠実な取引を継続してまいります。

2025 年 7 月 14 日

東亜環境サービス株式会社

代表取締役・伊藤諭志

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。